

1 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

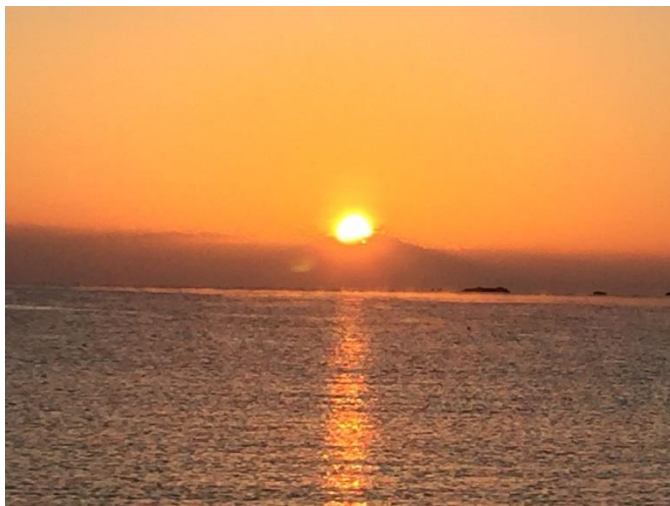
メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第60号を発行させていただきます。  
あけましておめでとうございます。今年もよろしくお  
願いいたします。

今月は、年末年始に母親の実家のある和歌山県那智勝  
浦町に旅行した際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、那智の浜で初日の出を撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりの  
ピックアップとしまして、**1月末までに提出すべき  
書類について、最近の税務関連状況**、税金以外のテー  
マとしまして**習慣をちょっと変えてみる その6**  
を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 1月末までに提出すべき書類について

今月は各役所に提出すべき書類がいくつかございます。  
それらの書類をすべてご説明するのは紙面の関係ででき  
ませんので、代表的なものをご説明させていただきます。

○税務署に提出すべき書類

税務署に提出すべき書類としましては、**法定調書**があ  
げられます。

昨年に税務署から郵送されてきております『平成29  
年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と  
提出の手引』をご覧になっていただきますとどのような  
書類を提出すべきなのかを確認していただけます。

手引きをご覧いただきますと何種類もの書類の記載方  
法などが書かれておりますが、毎年提出することになる  
書類としましては、

『給与所得の源泉徴収票』、『報酬、料金、契約金及び  
賞金の支払調書』、『不動産の使用料等の支払調書』、  
『給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表』

があげられます。

まず『給与所得の源泉徴収票』ですが、これは昨年末  
に各事業所で年末調整をした方全員の源泉徴収票を税務  
署に提出するわけではなく、提出する範囲が決まってお  
り、その範囲は次のようになっております。

受給者の区分	提出範囲
<年末調整をしたもの> 法人の役員及び現に役員を していなくても平成29年中 に役員であった方	平成29年中の給与等の支払 金額が <b>150万円</b> を超えるもの
<年末調整をしたもの> 法人の役員以外の者(従業 員)	平成29年中の給与等の支払 金額が <b>500万円</b> を超えるもの

<p>&lt; 年末調整をしなかったもの &gt;</p> <p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した方</p>	<p>平成 29 年中の給与等の支払金額が</p> <p><b>250 万円</b>を超えるもの</p> <p>ただし、法人の役員の場合には</p> <p><b>50 万円</b>を超えるもの</p>
<p>&lt; 年末調整をしなかったもの &gt;</p> <p>「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方</p>	<p>平成 29 年中の給与等の支払金額が</p> <p><b>50 万円</b>を超えるもの</p>

\* 給与所得の源泉徴収票は「**税務署提出用**」を使用し、**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけません。

\* 『平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 2 ページより一部抜粋

もっと詳しい提出範囲につきましては、手引の該当ページをご覧ください。



(写真は、熊野本宮大社を撮影したものです)

次に『**報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、法人又は個人事業で税理士などの士業の方々と顧問契約などを行っている場合です。この支払調書にも提出する範囲が決まっております。その範囲は次のようになっています。

区分	提出範囲
税理士などの士業などへの報酬・料金等	<p>同一人に対する平成 29 年中の支払金額の合計が</p> <p><b>5 万円</b>を超えるもの</p>

\* **報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書**に**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけませんので、該当する税理士などの士業に**マイナンバー**を聞く必要があります。

\* 『平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 19 ページより一部抜粋

次に『**不動産の使用料等の支払調書**』ですが、提出する必要があるのは、平成 29 年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限ります。）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下これらの対価を「不動産の使用料等」といいます。）を支払った法人（国、都道府県等の公法人を含みます。）と不動産業者である個人の方です。ただし、不動産業者である個人の方のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は提出義務がありません。

不動産の使用料等の支払調書の提出範囲
同一の方に対する平成 29 年中の支払金額の合計が <b>15 万円</b> を超えるもの

\* **不動産の使用料等の支払調書**に**個人番号（マイナンバー）**を記載しないとけませんので、該当する**不動産の所有者さん**などに**マイナンバー**を聞く必要があります。

\* 『平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の 21 ページより一部抜粋

最後に『**給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表**』ですが、これはこれまでに説明いたしました「源泉徴収票」や「支払調書」を法人または個人事業が提出する際に提出枚数などを記載する合計表となっております。



(写真は、熊野本宮大社を撮影したものです)

### ○税務署以外に提出すべき書類

税務署以外に提出すべき書類としましては、



## 『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』、『償却資産（固定資産税）申告書』

があげられます。

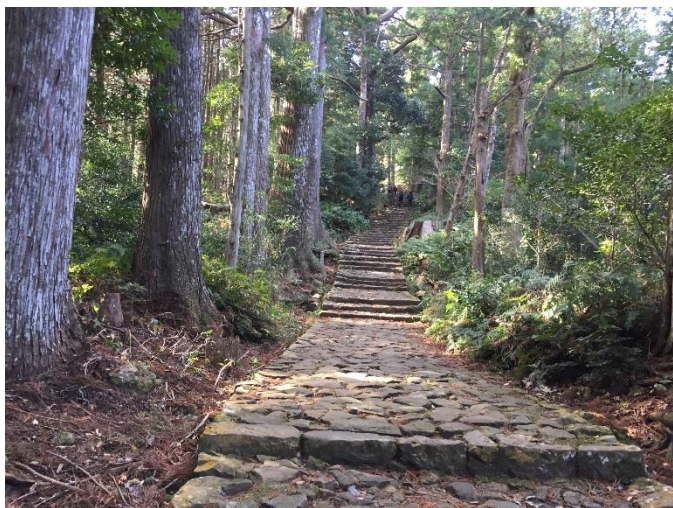
まず『給与支払報告書（個人別明細書、総括表）』ですが、『平成30年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書』に詳しい説明がされています。

簡単にご説明させていただきますと、『給与支払報告書（個人別明細書）』（複写式）を作成し、上の2枚を従業員の方の住所地を管轄している役所ごとにまとめ、その役所ごとに『給与支払報告書（総括表）』に必要事項を記載して、この用紙に『給与支払報告書（個人別明細書）』と一緒に綴じて提出していただくことになります。こちらにもマイナンバーを記載しないとけません。

次に『償却資産（固定資産税）申告書』ですが、『償却資産（固定資産税）申告書の申告の手引』に詳しい説明がされています。こちらは紙面の関係で説明を省略させていただきます。

### 【参考文献】

- ・平成29年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き
- ・平成30年度 市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書



(写真は、熊野那智大社に向かう途中の大門坂を撮影したものです)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

### 税制改正関連（事業承継）

日経新聞に「中小の相続税100%猶予 代替わり支援、対象も拡大」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・優遇策のひとつは円滑な資産継承による後継者の負担軽減だ。
- ・改正後は全株を対象に100%猶予する。後継者は事業を続ける限り、相続税の納税を先送りでき、負担軽減を見込める。条件を満たせなくなった場合や廃業したときは相続税を支払う必要がある。

- ・複数人で相続する場合、いまの制度では筆頭株主のみ相続税の猶予対象になるが、筆頭株主以外も3人まで猶予する。

- ・納税猶予制度は、都道府県知事が認定した非上場企業の株式を先代経営者から相続した際に利用できる。

などと書かれておりました。

\*今後10年間に事業承継した場合に適用される予定のようです。事業承継を考えられる場合には、適用される期間にお気をつけ下さい。

### 税制改正関連（相続税）

日経新聞に「相続節税、抜け道封じ」、「相続税 社団法人課税逃れ防止」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・一般社団法人を悪用した相続税の課税逃れを防ぐ。
- ・社団法人の役員に占める親族の割合が3分の1よりも多い場合などに相続税を課税できるようにする。

- ・現行では社団法人は株式会社と違って企業の株式に当たる「持ち分」という概念がなく、相続税がかからない。親が社団法人を設立し、資産を移してから、子に代表を継がせれば課税を逃れられる。行き過ぎた節税との批判が出ていた。

などと書かれておりました。

\*社団法人を利用した相続税逃れは、やはり防止されることになりました。

#### 4 習慣をちょっと変えてみる その6

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、以前に書かせていただいたストレス緩和につながる内容として「習慣をちょっと変えてみる」ことをご紹介します。

##### 手を合わせる

参考文献には、

- ・ **そもそも合掌とは何か。右手は自分以外の相手です。仏様であったり神様であったり、あるいは目の前にいる他人であったりします。そして左手は自分自身。合掌とはこの二つをひとつにするという意味です。つまり、自分以外の誰かを敬う気持ち---それが合掌であり、礼拝（低頭）なのです。**
- ・ **手を合わせることで感謝の気持ちが生まれ、そこには争いごとは生じません。手を合わせたまま、相手を攻撃することはできないでしょう。手を合わせながら「ごめんなさい」と言われたら、怒りやイライラもおさまってしまう。そこに合掌のもつ意味があるのです。**
- ・ **家の中に、手を合わせる場所をつくっておくのもいいでしょう。仏壇や神棚がなくても、家の柱にお寺や神社のお札を張っておき、そういう場所に向かって静かに手を合わせてみる。そんな小さな習慣が、驚くほど心を静めてくれるものです。**

と書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、初詣で神社やお寺で手を合わせる人が多い時期だからです。

神社に行くと空気がガラッと変わって身がしめる気がするので、日ごろからよく神社にお参りに行くのですが、お恥ずかしながら「合掌」の意味を知らませんでした。

「合掌が自分以外の誰かを敬う気持ち」なのです。昨年の11月から事情があり、ご先祖のお位牌を自宅に置くことになり、毎日手を合わせているとこれまでより心が落ち着くなど感じております。これが「合掌が自分以外の誰かを敬う気持ち」になっているということなのでしょう。

手を合わせることを習慣にされてみてはいかがでしょうか。

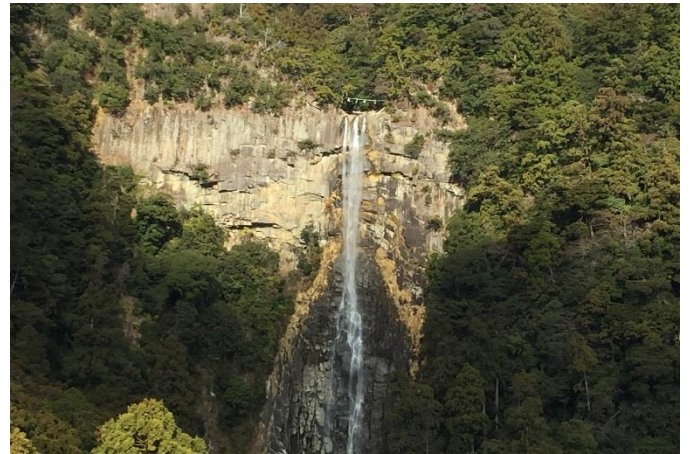
うか。

##### 【参考文献】

- ・ 禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明（ますのしゅんみょう） 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

#### 5 編集後記

今回の年末年始は、母親の実家がある和歌山県那智勝浦町に旅行をしておりました。母親の実家から熊野那智大社までは徒歩で40分ぐらいでの距離なので、大みそかにライトアップされている那智の滝を見に行き、そして元旦には熊野那智大社に参拝をして、その後那智の滝（下の写真）を見に行っておりました。



下の写真は、大阪に戻ってくる途中に和歌山県串本町にある橋杭岩に立ち寄った際に撮影しました。ここからまだ初日の出を見たことはないのですが、初日の出スポットになっているようです。和歌山県に行かれることがあったら、日の出を見られるのはどうでしょうか。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。